

私立高等学校等の授業料補助

補助対象者

私立高等学校等に在籍する生徒の保護者で、当該年度の4月1日から10月1日まで町内に住所を有し、課税標準額（課税所得額）に100分の6を乗じた額から、市町村民税の調整控除額を控除した額の合計が30万4200円未満の世帯

補助金額

国の就学支援金および愛知県私立高等学校等授業料軽減補助金等で補助される授業料を除いた授業料に対して、生徒1人当たりに対して年額2万円（上限）

※ただし、納入すべき授業料が2万円に満たない場合は、その納付すべき授業料相当額とし、授業料の上限は愛知県の私立高等学校等授業料の平均額とする。

▽1年生 44万5200円
▽2年生 43万5600円
▽3年生 42万8400円

（愛知県授業料軽減補助+国の就学支援金とする）

申請期間

10月1日（水）から12月1日（月）午前8時30分から午後5時15分

※土・日・祝日、正午から午後1時を除く

申請に必要なもの

①大口町私立高等学校等授業料補助金交付申請書兼請求書（学校教育課、各私立高等学校等で用意）

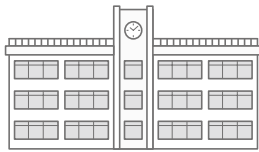
②在学証明書

（①の申請書兼請求書中に各学校で証明）

※令和7年1月2日以降に大口町に転入された方は、前住所等で発行の課税証明書を添付してください。

申請場所および問合せ先

総合福祉会館2階 学校教育課
☎95-4446



高等学校等へ通う通学定期券等購入費の助成

公共交通機関を利用して公立高校、私立高校等へ通学する費用の一部を助成します。

助成対象者 次の①から③のいずれにも該当する保護者

①18歳以下の方（18歳の方にあつては、18歳に達した日の属する年度の末日までの方）が高等学校等に通学するために通学費用を支払っている。

②当該年度の4月1日から10月1日まで、引き続き大口町に居住している。

③公共交通機関（スクールバスを含む）の定期券を購入している。

助成金額 定期券の購入費用が年間6万円（11か月で計算します）を超える場合に、3万円を上限として助成します。

※下記の計算式にあてはめてください。

申請期間

10月1日（水）から12月1日（月）午前8時30分から午後5時15分
※土・日・祝日、正午から午後1時を除く

申請に必要なもの

①大口町高等学校等通学費助成金交付申請書兼請求書 ②申請年

度内に購入された定期券等の写し
③学生証の写し、または在学証明書等の在学を証する書類 ④振込先の口座の写し（振込先は申請者と同一名義に限ります）。

※①は、学校教育課で用意しています。町ホームページからもダウンロードできます。

申請場所および問合せ先

総合福祉会館2階 学校教育課
☎95-4446

計算式

定期券等の額 購入月数 ※1円未満切捨て
[円] ÷ [か月] = [円] 【A】

【A】 [円] × 11 か月 - 6 万円 = [円] 【B】

【B】 と 3 万円のいずれか小さい額 ⇒ 助成額 円

計算例 6 か月定期を 5 万 3,900 円で購入した場合
5 万 3,900 円 ÷ 6 か月 = 8,983 円 ※1円未満切捨て
8,983 円 × 11 か月 - 6 万円 = 3 万 8,813 円
3 万 8,813 円と 3 万円を比べて小さい額 ⇒ 3 万円助成
※購入パターンはさまざまですので、お問合せください。